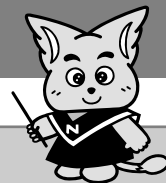


国民年金だより



**国民年金保険料を社会保険料控除として申告する際は
「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」等の添付をお忘れなく!**

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市区町村民税等の社会保険料控除の対象となります。国民年金保険料を社会保険料控除として申告する際は、一年間に納付した国民年金保険料額を証明する書類を添付しなければなりません。

このため、生命保険会社等から送付される控除証明書と同様に、一年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が、日本年金機構本部から昨年11月上旬に送付されています。年の途中から国民年金に加入した場合などで、昨年10月1日以降に初めて保険料を納付した方については、本年の2月上旬に同様の証明書が送付されます。確定申告等の手続きの際に、国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合には、必ずこの証明書や領収証書が必要となりますので、申告を行うまで大切に保管してください。

また、ご本人の保険料だけでなく、配偶者やご家族の保険料を納付した場合も、その納付額の全額が納付した方の控除対象となりますので、このような場合は、確定申告の手続きの際にご自身の保険料の額と合算して申告できます。(その際にはご家族分の証明書も一緒に添付する必要があります)

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方です。そのためにも保険料は納め忘れのないようにキチンと納めましょう。

【お問い合わせ先】 役場住民生活課 ☎ 77-3613

税務署からのお知らせ

「税を考える週間」 11月11日(日)~11月17日(土)

テーマ：「税の役割と税務署の仕事」

平成24年度は、「税の役割と税務署の仕事」をテーマとして、税の役割や適正・公平な課税と徴収の実現に向けた庁局署の取組や国税庁のICT化・国際化に対する諸施策について紹介します。

また、「国税電子申請・納税システム(e-Tax)の利用促進」に向けた情報を提供していきます。

◆週間中の活動

1. インターネットを活用した広報(バナー広告などを活用して国税庁ホームページに誘引する広報を実施します。)
2. 関係民間団体等との連携(関係民間団体や地方公共団体と協力して各種施策を実施します。)
11月10日(土) 神山森林公園にて第5回小学生タックスセミナーを開催します。
3. 管内小・中・高校生を対象に税に関する優秀作文の表彰を実施します。
4. 11月12日(月)~11月16日(金) アピカ、市役所及び管内各役場にて税の作品展を開催します。

税に関する情報は国税庁ホームページへ www.nta.go.jp
e-Taxに関する情報はe-Taxホームページへ www.e-tax.nta.go.jp

【お問い合わせ先】 阿南税務署 ☎ 0884-22-0414